

後継者の軍師 認定コンサルタント 倫理基準

(目的)

第1条 この規程は、株式会社後継者の軍師が認定する「後継者の軍師 認定コンサルタント」(以下、軍師と称す)及びその認定講座受講者が、軍師として活動するにあたって遵守すべき事項を定め、軍師の質の向上を図り、適正な軍師活動を通じて中小企業経営支援に寄与することを目的とする。

(業務の範囲)

第2条 軍師は、自身の保有資格に基づき、法的に許される範囲内で行動しなければならない。

(業務における立場とバランス感覚)

第3条 軍師は、後継者の利害関係者との関係性に配慮し、後継者からの要望と、その要望を受け入れることで招く結果の予測に基づき、バランス感覚を保ちながら行動しなければならない。

(誠実な仕事)

第4条 軍師は、自身の業務の重要性、繊細さを自覚し、誠実に行動しなければならない。決して、後継者、経営者、その関係者からの信頼を自身の私利私欲のために悪用してはならない。

(自身の能力の自覚)

第5条 軍師は、自らの現時点での能力の限界を自覚し、その能力を明らかに超える仕事は受けてはならない。また、業務遂行中に自身の能力を超えた課題が現れた場合、依頼者と相談の上で、適切な対応を取らなければならない。

(公序良俗)

第6条 軍師は、法律や公序良俗に反するような行動をとってはならない。
2 軍師は、クライアントから法律や公序良俗に反する行為への協力を依頼された場合、それを拒否しなければならない。

(宗教、政治、思想との分離)

第7条 軍師は、個人としての政治、宗教、思想活動を軍師としての活動に持ち込んではない。

(守秘義務)

第8条 軍師は、その業務上知り得た秘密を当事者の了承を得ることなく、他言してはならない。

(選択・決定権の不可侵)

第9条 軍師の助言、支援に対する選択及び決定権は依頼者にある。軍師はその選択・及び決定を行うことはない。

(知的所有権の遵守)

第10条 軍師は、株式会社後継者の軍師より支給される業務用ツールの利用範囲及び利用法についてルールを遵守する。

2 他の軍師及び軍師外の専門家の著作権等知的所有権に関しても、法律及び社会通念に基づき、対処する。

以上